

新潟リハビリテーション大学新型コロナウイルス感染防止対応指針

(令和5年5月8日以降) (学生向けであるが教職員もこれに準じた扱いとする)
(令和5年5月2日現在) 学長 山村千絵

1, 従来のマニュアル等の廃止

従来の本学における「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」及び「新型コロナウイルス感染拡大防止に関する行動指針」は廃止する。

2, 新型コロナウイルスに感染した場合

学校保健安全法施行規則に従い、**出席停止期間**は、

原則「**発症翌日から5日間かつ症状軽快後1日**」とする。

発症から10日間は感染リスクが残るため、常時マスクの着用を行うこと。

感染リスクの高い高齢者との接触回避等も必要なため、**発症から10日間は臨床実習や地域活動等を行わない**こと。

*注：臨床実習中の学生等で実習先施設等から指示がある場合は、それに従うこと。

3, 自らが、感染リスクが高いと想定される場合や、風邪様症状等があり体調不良の場合

同居する家族に陽性となった方がいる等（従来の濃厚接触者に相当）、自らが「感染リスクが高いと想定される場合」や「風邪様症状等があり体調不良の場合」は、登校せずに、検査を実施もしくは、症状が軽くない場合等は医療機関を受診することが望ましい。

同居する家族に陽性となった方がいる等あるいは、検査待機中等に授業を欠席する場合は、公欠となる（家族が陽性の場合には当面、最長5日間は公欠扱いとなる、7日間は手洗いやマスク着用に努めること）。なお、通院などでやむを得えず外出する時には、人混みは避け、マスクを着用すること。

*注：臨床実習中の学生等で実習先施設等から指示がある場合は、それに従うこと。

4, マスクの着用について

健康な者の、大学構内でのマスクの着用は個人の判断に委ねることとする。しかし、**次のような場面は、健康な者でも着用を推奨するので、常にマスクは持参すること。**

<着用を推奨する場面>

- ・高齢者など重症化リスクの高い方が多く入院・生活する**医療機関や高齢者施設などへ臨床実習に行く時や訪問する時（それらが予定されている時も含む、おおむね2週間前から）、あるいは、重症化リスクの高い方と同居している時**
- ・学内実習やグループワーク等で人と人との距離が確保できない、身体接触がある、頻繁な会話等がある場面

・ 学バスほか、混雑した電車やバスに乗車する時

学バスを利用するに当たっては以下に留意すること

・ マスクを着用すること

- ・ 利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと
- ・ 利用者が多い場合には、会話を控えること

・ 医療機関を受診する時

- ・ 自らに基礎疾患等があり、感染すると 重症化リスクが高い場合

[留意事項]

- 感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがある。
- 自身の体調や基礎疾患等により、マスクを外した生活を送ることに不安がある方や、自身の障害や疾患のため、マスクの着脱に関する特段の配慮を希望する場合は、ゼミ担当教員、学習センター、事務局学務課（大学院事務）等のいずれかまで相談すること。
- マスクの着脱等を巡って差別や偏見を持たないように、お互いに留意すること。

【各自に必要な持ち物】

- ・ 清潔なハンカチ・ティッシュ
- ・ （着ける着けないに関わらず常に）マスク
- ・ （必要に応じて）マスクを置く際の清潔なビニールや布 等

[マスクの着脱に関する個人の判断の参考に]

新型コロナウイルスは、インフルエンザと同じ呼吸器感染症であるが、飛沫で主に感染が広がるインフルエンザとは異なり、飛沫に加えて、もっと微小なエアロゾル（マイクロ飛沫）で感染が拡大する。このため、マスクを正しく着用することによって、感染を防ぐ効果があることがわかっている。

自分の周りの混雑具合、その場所における新型コロナウイルスの流行状況、自分が感染した場合に重症化するリスク、家族に感染を広げてしまった場合のリスク、マスクによって表情がわかりにくくなって意思疎通がしにくい、息苦しくなる、顔の皮膚がかぶれるといったマスクの弊害など、マスクをするプラス面とマイナス面のバランスを考え、着用するかどうか判断すること。

5, 基本的感染防止対策の継続

文部科学省 学校における新型コロナウイルス感染症 に関する衛生管理マニュアル (2023.5.8～) 参考

感染症対策の3つのポイント

- ・ 感染源を絶つこと
- ・ 感染経路を絶つこと
- ・ 抵抗力を高めること

(1) 感染源を絶つこと

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる風邪様症状がある場合等には登校しない。

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 19 条の規定に基づく出席停止（公欠）となる。

この際、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難であり、軽微な症状のある者の登校については、地域の感染状況や持病の有無など個別の状況に応じて適切に判断することが可能である。なお、こうしたことに関する診断について、特段、診断書等の提出は不要である。

(2) 感染経路を絶つこと

新型コロナウイルス感染症は、感染者の口や鼻から、咳、くしゃみ、会話等のときに排出される、ウイルスを含む飛沫又はエアロゾルと呼ばれる更に小さな水分を含んだ状態の粒子を吸入するか、感染者の目や鼻、口に直接的に接触することにより感染する。一般的には1 m以内の近接した環境において感染するが、エアロゾルは1 mを超えて空気中にとどまりうることから、長時間滞在しがちで、換気が不十分な、混雑した室内では、感染が拡大するリスクがある。

また、ウイルスが付いたものに触った後、手を洗わずに、目や鼻、口を触ることにより感染することもある。

感染経路を絶つためには、基本的な感染対策が大切

- ・ 3密の回避
- ・ 人と人との距離の確保
- ・ 手洗いなどの手指衛生
- ・ 換気
- ・ 咳エチケット等

(3) 抵抗力を高めること

「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心掛けること。

以上